

事 務 連 絡

令和 7 年 5 月 10 日

地区薬剤師会 担当役員 殿

公益社団法人 東京都薬剤師会

令和 6 年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準の取扱いについて

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、日本薬剤師会より令和 7 年 5 月 31 日までの経過措置の施設基準について連絡がありましたのでお知らせいたします。

令和 7 年 6 月 1 日以降も引き続き下記の加算を算定する場合の施設基準の取扱い及び留意事項等は下記のとおりです。

つきましては会務ご多忙の折誠に恐縮ではございますが、貴会会員へご周知をお願いいたします。

記

1. 医療 DX 推進体制整備加算 1～3

令和 7 年 6 月 1 日以降の算定について、改めて届出の必要はありませんが、算定要件を満たさない場合は厚生局に辞退届を提出する必要があります。

※1 の（10）は、原則として、ウェブサイトに掲載していること。ただしホームページ等を有しない保険薬局については、この限りではない。

2. 医療情報取得加算

令和 7 年 6 月 1 日以降の算定について、改めて届出をする必要はありませんが、算定要件を満たさない場合は加算の算定ができません。

※1 の（4）は、原則として、ウェブサイトに掲載していること。ただしホームページ等を有しない保険薬局については、この限りではない。

東京都薬剤師会 医療保険課

E-mail : hoken@toyaku.or.jp

日 薬 業 発 第 38 号
令 和 7 年 5 月 1 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

令和6年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準の取扱いについて

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省保険局医療課から別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

調剤報酬においては、令和7年6月1日以降も算定するに当たり注意が必要なものとして、医療DX推進体制整備加算1～3、医療情報取得加算が示されております。

つきましては、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

令和7年5月31日まで経過措置の施設基準

区分	項番	対象	経過措置に係る要件(概要)	令和7年6月1日以降、算定する施設基準
調剤	24	医療DX推進体制整備加算1～3	1の(10)については、令和7年5月31日までの間に限り、当該基準を満たしているものとみなす。	医療DX推進体制整備加算1～3
	25	医療情報取得加算	1の(4)については、令和7年5月31日までの間に限り、基準を満たしているものとみなす。	医療情報取得加算

○訪問看護療養費

区分	項番	届出対象	経過措置に係る要件(概要)	引き続き算定する施設基準
訪問看護管理療養費	1	訪問看護医療DX情報活用加算	10の(5)に掲げる基準については、令和7年5月31日までの間に限り、(5)の基準に該当するものとみなす。	訪問看護医療DX情報活用加算